

# Q&A

## Q1

**過去に事業再生を支援していた「産業再生機構」と「企業再生支援機構」との違いは何ですか？**

産業再生機構は、「産業の再生」及び「不良債権の処理の促進による信用秩序の維持」を目的として設置されましたが、企業再生支援機構は、主として「地域経済の再建」を図り、併せてこれにより「地域の信用秩序の基盤強化」にも資することを目的としている点に違いがあります。

## Q2

**機構は東京のオフィスでしか事前相談に応じないのですか？**

支援の事前相談は、原則として機構本社（東京・大手町）にお越し頂きお受けすることになりますが、その後は、事業再生人材によるプロフェッショナルチームを支援対象企業に現地派遣する等、事案・状況に応じてケースバイケースで機動的に対応いたします。

また、機構の役職員ができる限り各地域に出向き、説明会を実施する等再生支援のニーズにきめ細かく対応したいと考えております。

## Q3

**事前相談から支援決定、買取等決定までの手続きに係る費用と期間はどれくらいですか？**

費用については、案件によりケースバイケースですが、案件の内容に応じて、別途手数料を請求する場合があります。さらに、支援決定を経て買取等決定に至った場合（機構が支援先に出融資する場合を含む）のデューデリジェンスに係る費用は前頁の「2. デューデリジェンスの費用負担」の通りとなります。また、期間については、これもケースバイケースですが、支援決定まで概ね1～3ヶ月程度以上は見込んで頂く必要があります（支援決定から買取等決定まで最大3ヶ月）。

## Q4

**何社くらい支援対象とすることを見込んでいますか？**

今後どの程度申し込みがあるかによって、支援企業数は変わってくるので、現時点で具体的なことを申し上げることは困難ですが、出来るだけ多くの企業を支援できるよう取り組んでまいります。

**Q5****機構は支援決定時に企業名を必ず公表するのですか？**

機構が公的な役割を担っている以上、透明性の確保等の観点から機構の情報は公開していくべきとの考えから、支援を決定した事業者については、機構の出融資・債権買取りの有無にかかわらず、企業名は公表することとなっております。

ただし、支援対象事業者から要請があれば、債権買取り等の決定時まで公表を延期することが可能です。

**Q6****経営者責任・株主責任はどう対応するのですか？**

事業再生に当たり債権者に債権放棄等の負担を求めよう場合には、経営者・株主に相応の責任が求められることが基本です。

ただし、①当該経営者が事業継続に必要なノウハウ等を有している、②当該事業に必要な販路、仕入れ先等との関係維持に、当該経営者の人的関係が不可欠である、といった事情がある場合等には、関係者の理解が得られることを前提として、ケースバイケースで対応することもありうると考えています。

**Q7****機構の支援対象は、中堅・中小企業が中心のようですが、大企業は法律上、支援対象となるのでしょうか？  
また、中小零細企業でも支援対象になりえますか？**

大企業についても、法第25条第1項に定める「中堅事業者、中小企業者その他の事業者」のうちの「その他の事業者」として支援対象になりうる規定されています。

また、零細企業についても、法第25条第1項に定める「中堅事業者、中小企業その他の事業者」のうちの「中小企業」に含まれるため、支援対象となります。なお、法第25条第6項においても「申込みをした事業者の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない」とされています。

**Q8****機構の債権買取り等の対象となる「金融機関等」とは、どのようなものですか？**

銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農水産業協同組合、生命保険会社、損害保険会社、貸金業者、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会、外国銀行、地方公共団体等およそ考えられる金融債権者が対象となります。

(債権買取り等の対象となる「金融機関等」は、機構法第2条、同施行規則第2条・第3条に具体的に列挙されています。)